

## 「令和6年能登半島地震」災害義援金募金へのご協力方お願い

1月1日、石川県能登地方を震源とする非常に強い地震が発生しました。被災地では、未だ余震が続き、また、能登地方を中心とする被害の大きかった地域においては、身の安全確保や生活の維持が最優先であり、被害の全容把握や本格的な事業活動再開には一定の時間を要するものと思われます。

当所では日本商工会議所を通じて、一日も早い復旧・復興を後押しすべく、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に係る事業に活用していただくための義援金を募集いたします。

1. 義援金募金額 1口 千円以上

2. 募集期間 2024年1月19日(金)~2月16日(金)

3. 申し受け要領

(1) 義援金をご応諾いただく場合は、裏面「能登半島地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、2月16日(金)までに、FAX・メール又はQRコードにてご連絡ください。

(2) ご応諾いただいた義援金につきましては、2月20日(火)までに下記指定振込先へお振込みのほどお願いいたします。

※ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきます。

(3) 本義援金は、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。

寄附金税制上、本義援金は「**一般寄附金**」の取扱いとなります。

① 個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い

**所得控除はありません**

② 法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

**一般寄附金** (損金算入限度額までが損金に算入)

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体(県市町村)への募金をご検討下さい。

(4) 領収書は、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせてさせていただきます。

4. 振込先口座 群馬銀行 太田市役所出張所 普通預金 0334848

太田商工会議所 能登半島地震義援金 会頭 加藤 正己

<本件担当> 太田商工会議所 総務課 TEL:0276-45-2121 FAX:0276-45-1088

FAX 0276-45-1088 メール info@staff.otacci.or.jp QRコード



太田商工会議所 総務課 行

## 「能登半島地震義援金 振込連絡票」

義援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振り込みます。

1. 義援金額  円 (100 千円以上でお願いいたします。)

(例) 100 1,000 円 / 1000 10,000 円 / 10000 100,000 円

2. 貴社名

3. ご住所 〒

4. 代表者役職・お名前

5. ご担当者お名前

6. 電話番号

7. 振込予定日  月  日

※本義援金にご協力いただきました企業様には、当所会報誌において貴社名をご紹介します。

貴社名の掲載を希望されない場合は、右記にチェックをお入れください。 →  掲載を希望しない

※太田商工会議所女性会会員として募金する場合は、右記にチェックをお入れください。 →  女性会

※ ご連絡いただいた情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。

義援金のお振込みは、2月20日までに指定口座へお振込みください。

なお、お振込み手数料は、貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。